

# 住宅性能表示制度の改正情報

## ③ 「室内空気中の化学物質の濃度等」における測定等の方法の改正

### ■評価方法基準（抜粋）

#### 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等

##### (3) 評価方法基準（新築住宅）

（略）

##### □ 測定等の方法

（略）

② 採取した空気について、ホルムアルデヒドにあってはDNPH誘導体化による固相吸着一溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着一溶媒抽出法又は固相吸着一加熱脱着法及びガスクロマトグラフ一質量分析法により、濃度を求ること。

トルエン等の濃度を求める方法のうち、室内空気の採取方法から『容器採取法』を削除した

